

査 答 申 情 第 4 4 号

平成 2 4 年 6 月 8 日

生駒市長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会 長 石 田 榮 仁 郎

行政文書の開示等の決定に対する異議申立てについて（答申）

平成 2 3 年 1 0 月 2 0 日付け生管第 6 1 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「市道境界明示申請書」の部分開示決定処分に対する異議申立て事案

（諮問情第 4 4 号）

### 第1 審査会の結論

生駒市長が平成23年9月21日付け生管第57号で行った行政文書部分開示決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び審査会における意見陳述で行った主張は、概ね次のとおりである。

#### 1 異議申立ての趣旨

生駒市長（以下「実施機関」という。）が平成23年9月21日付け生管第57号で行った行政文書部分開示決定において不開示情報とした情報のうち、市道境界明示申請書に記載されている申請者（以下「本件申請者」という。）の連絡先電話番号については、個人情報の保護の対象にはならず、開示されるべきである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人は、本件申請者が行った市道境界明示の申請の対象となった市道の隣接地の所有者であり、市道境界明示の立会いを依頼された利害関係人であることから第三者には当たらず、当事者として扱われるべきである。

よって、異議申立人は、当事者として本件申請者の個人情報を知ることができるため、本件申請者の連絡先電話番号は個人情報の保護の対象にはならず、開示されるべきである。

また、異議申立人は、本件申請者の代理人と面識がなく、市道境界明示申請の内容を本件申請者に直接確認するためには、本件申請者の連絡先電話番号を知る必要がある。

### 第3 実施機関の主張の要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で行った主張は、概ね次のとおりである。

1 異議申立人が開示を求めている本件申請者の連絡先電話番号は、個人に関する情報であって、これにより特定の個人を識別することができる情報であ

ることは明らかであり、生駒市情報公開条例（平成20年9月生駒市条例第31号。以下「条例」という。）第7条第1号本文に規定する不開示情報に該当する。

- 2 本件申請者の連絡先電話番号は、条例第7条第1号ただし書に規定する情報にも該当しない。
- 3 たとえ本件申請者である本人が条例の規定により開示請求をした場合であっても、上記の理由により、本件申請者の連絡先電話番号は開示されない。従って、当事者であるか第三者であるかを問わず、当該情報は開示されない。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 本件行政文書について

- (1) 異議申立人が条例の規定により開示請求した行政文書（以下「本件行政文書」という。）は、市道境界明示申請書である。
- (2) 市道境界明示申請書は、土地の所有者が市道管理者である実施機関に対して市道等との境界を確定することを求めるための文書である。
- (3) 本件行政文書には、申請場所、申請理由、申請年月日、申請者の表示（住所、氏名、連絡先電話番号及び印影）、代理人の表示（住所、氏名、連絡先電話番号及び印影）、境界明示を申請する区域の表示（市道、市道に対する隣接民有地等に関する事項）及び添付書類に関する説明が記載されている。
- (4) 異議申立人は、本件行政文書に記載されている情報のうち、本件申請者の連絡先電話番号の開示を本件異議申立てにより求めている。

##### 2 条例第7条第1号の該当性について

- (1) 条例第7条第1号の規定では、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情

報としている。ただし、次に掲げる情報は、当該不開示情報から除いている。

ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等並びに生駒市土地開発公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 本件行政文書に記載されている本件申請者の連絡先電話番号は、個人に関する情報であって、これにより特定の個人を識別することができるものであることは明らかであり、条例第7条第1号ただし書に規定する情報にも該当しないことから、同号に規定する不開示情報に該当するものと認められる。

### 3 情報公開制度における個人情報の取扱いについて

異議申立人は、市道境界明示の当事者として本件申請者の連絡先電話番号を知るべき立場にあるため、当該連絡先電話番号は個人情報の保護の対象にならないと主張しているが、たとえ個人に関する情報の本人が開示請求を行った場合でも、条例第7条第1号に規定する不開示情報に該当する限り、当該個人に関する情報は開示されない。よって、同号に規定する不開示情報に該当することが認められる本件申請者の連絡先電話番号が市道境界明示の当事者である異議申立人に開示されることはない。

### 4 結論

以上のとおり、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 23 年 10 月 20 日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成 23 年 11 月 21 日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成 23 年 12 月 6 日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成 24 年 1 月 23 日 (第 71 回審査会)	・ 実施機関の意見陳述を実施した。 ・ 審議を行った。
平成 24 年 2 月 27 日 (第 72 回審査会)	・ 異議申立人の意見陳述を実施した。 ・ 審議を行った。
平成 24 年 3 月 26 日 (第 73 回審査会)	・ 審議を行った。
平成 24 年 5 月 8 日 (第 74 回審査会)	・ 審議を終結し、答申案を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	備 考
石 田 榮仁郎	会長
金 谷 重 樹	会長職務代理者
緒 方 賢 史	
田 中 啓 義	
和 島 美 枝子	